



平成23年1月31日

- 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案について
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案について

(1月31日三井副大臣会見参考資料)

【問い合わせ先】

- 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案について

都市・地域整備局まちづくり推進課 企画専門官 奥原

(法案全般) 電話：03-5253-8111 (内線：30-612)

都市・地域整備局都市計画課 課長補佐 角野

(都市計画関係) 電話：03-5253-8111 (内線：32-682)

都市・地域整備局下水道部下水道企画課 課長補佐 堀

(下水道関係) 電話：03-5253-8111 (内線：34-122)

道路局路政課 課長補佐 富田

(道路占用関係) 電話：03-5253-8111 (内線：37-332)

住宅局市街地建築課 課長補佐 佐藤

(道路内建築制限関係) 電話：03-5253-8111 (内線：39-613)

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案について

住宅局住宅総合整備課 賃貸住宅対策官 佐々木

電話：03-5253-8111 (内線：37-333)

住宅局総務課民間事業支援調整室 証券化支援対策官 瀧澤

(住宅金融支援機構関係) 電話：03-5253-8111 (内線：39-716)



# ●都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

〈予算関連法律案〉

## 背景

### 都市の国際競争力の強化

○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)  
成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。

○民間都市開発プロジェクトを強力に推進し、都市の国際競争力を強化

### 都市の魅力の向上

○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)  
官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。

○まちづくりへの民間主体の参画を促し、都市の魅力を向上

## 法案の概要

### 民間都市開発プロジェクトの大臣認定の申請期限の延長

○民間都市開発プロジェクトの大臣認定の申請期限を平成29年3月31日まで延長  
\* 大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、**税制支援**、**金融支援**を実施

### 民間都市開発プロジェクトに対する金融支援

○大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、新たな金融支援を実施(支援のための資金調達に対する政府保証を法律で規定)(平成23年度予算案:600億円)

### 特定都市再生緊急整備地域(仮称)の指定

大都市の国際競争力強化の観点から政令で指定

### 官民連携による整備計画

- ・国・地方・民間の三者による官民協議会が作成(PPP)
- ・事業の内容、実施主体、実施期間等を明記
- \* 都市拠点インフラ(国際空港へのアクセス改善等)の整備に係る**予算支援**の創設(平成23年度予算案 事業:44億円、調査:2億円)

### 整備計画に基づく特例

- 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
- 民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定の迅速化
- 下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

### 民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

○大臣認定の処理期間を短縮(3ヶ月→45日)

### 道路の上空利用のための規制緩和

○都市再生特別地区において、道路の上空等を利用した建築物の建築を可能に

\* 大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて**思い切った税制支援を実施**

### にぎわい・交流の創出のための道路占用許可の特例

○都市再生整備計画\*の区域内においてオープンカフェ、広告板等の占用許可基準を緩和



道路空間の有効利用によるまちなぎわい・交流の場の創出

特例のイメージ:オープンカフェ

[\* 都市再生整備計画:市町村が作成するまちづくりのための計画]

### にぎわい・交流の創出のための民間協定制度の創設

○まちなぎわい・交流の場を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な管理



特例のイメージ:広場での住民参加のイベントの開催

- ・まちづくり団体も参加し、ノウハウを提供
- ・国・自治体が必要なサポートを実施

### 都市再生整備推進法人\*制度の拡充

- 指定対象にまちづくり会社を追加
- 都市再生整備計画の提案権を付与

[\* 都市再生整備推進法人  
まちづくりに関する豊富な情報やノウハウを活用して、まちづくり活動を行う特定非営利活動法人、一般社団・財団法人について、市町村長が指定(現行)]

官民連携を通じて都市の国際競争力の強化と魅力の向上を図り、都市の再生を推進



# ●高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案

(予算関連法律案)

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設等を行う。

## 施策の現状・背景

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、**介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要である一方、サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状。**

### 高齢者単身・夫婦世帯の増加

2010年から2020年の10年間で、

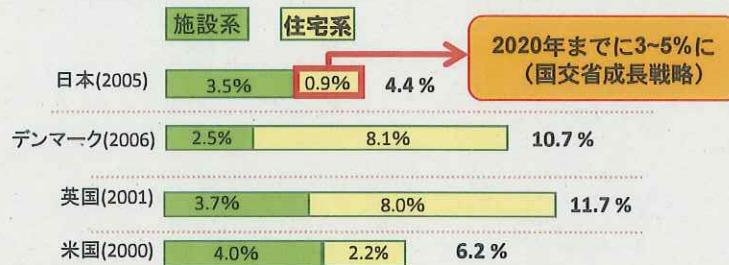
高齢者人口：

約2,900万人→約3,600万人

高齢者単身・夫婦世帯：

約1,000万世帯→1,245万世帯

### 全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合



国土交通省・厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である「サービス付き高齢者向け住宅制度」を新たに創設

## 概要

【登録基準】 ※有料老人ホームも登録可

### 《住宅》

・床面積(原則25㎡以上)、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

### 《サービス》

・サービスを提供すること。(うち、安否確認・生活相談は必須)

### 《契約》

・賃貸借方式、又はこれに準じた契約であること、前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置

### 【事業者の義務】

・入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の説明)  
・誇大広告の禁止

### 【指導監督】

・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・指示等)

\* 高円賃・高専賃(登録制度)、高優賃(供給計画認定制度)の廃止

\* 高齢者居住支援センター(指定制度)の廃止

\* サービス付き高齢者向け住宅に対する支援措置(住宅融資保険法、住宅金融支援機構法、地域住宅特別措置法)

- 補助・融資・税による支援策を充実し、民間による供給を促進
- 介護保険法改正による「定期巡回随時対応サービス」等と組み合わせた仕組みを普及